

**【文書名】**

○業務に係る道路交通法等違反者の関係機関等への通知等について

(平成 27 年 6 月 25 日付け例規香交指第 135 号)

**【概要】**

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の交通関係法令に違反した行為が、業務に関してなされた場合の関係機関等への通知要領について必要な事項を定め、監督官庁等へ積極的な通知を行うことによって、企業活動に伴い構造的に行われる違反行為等について根源的な解決を図ることとするものである。